

南相馬市公共施設再編個別計画改訂 業務委託仕様書

1. 業務名称

南相馬市公共施設再編個別計画改訂業務委託

2. 目的

南相馬市（以下「甲」という。）では、「南相馬市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設の再編方針及び再編等事業の実施時期を定めるため、令和3年2月に「南相馬市公共施設再編個別計画」を策定した。（以下「再編個別計画」という。）

南相馬市公共施設再編個別計画改訂業務委託（以下「本業務」という。）では、既に策定した再編個別計画について、これまでの再編実績や新規施設、社会情勢の変化を整理し、未決定となっていた施設の再編方針の策定、及び既存施設のさらなる再編方針の検討を行い、目標とする延床面積の縮減を達成するための改訂を目的とする。

3. 対象施設

業務発注時点で甲が所有する施設を基本とする。

4. 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

5. 履行場所

福島県南相馬市総務部公有財産管理課

6. 業務実施

- (1) 受託者（以下「乙」という。）は、業務の実施に当たり、本仕様書に基づくとともに、関係法令等を遵守し、国の発出する指針等との整合を図ること。
- (2) 乙は、業務の実施に当たり、甲と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (3) 乙は、業務の進捗に関して、甲に対し定期的に報告を行うこと。
- (4) 乙は、自らの組織の中から総括責任者（管理技術者）を選任し、甲に通知すること。
- (5) 乙は、業務中に知り得た内容等について、第三者にその情報を漏らしてはならない。

(6) 業務の実施に関し疑義が生じた場合には、速やかに甲と協議を行い、指示を仰ぐこと。

7. 業務計画書の提出

(1) 乙は、契約締結後速やかに業務計画書を作成の上、甲に提出し、承認を得ること。

(2) 業務計画書には、次の事項を記載すること。

ア 業務概要

イ 業務実施方針

ウ 業務工程

エ 業務実施体制及び連絡体制

(管理技術者、担当技術者名簿及び経歴、業務分担表を含む。また、協力者がある場合は、協力者の概要、担当技術者名簿及び経歴、業務分担表を含む。)

オ 業務フローチャート

カ 打合せ計画

キ 成果物の内容、部数

ク その他甲が必要とする事項

(3) 打合せは、業務着手時、その他、甲又は乙が必要と認めたときに行い、打合せ後は速やかに会議録を作成、提出すること。

(4) 作成する成果品、資料等はすべて乙の責任において不備のないよう確認し、万全を期したものを提出すること。

(5) 本仕様書に明記されていない事項については、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

8. 業務内容

本業務委託の内容は次のとおりとする。また、業務着手時、完了時及び業務の主要な区切りにおいて打合せを設定するとともに、オンラインによる打合せを実施するなど、効率的かつ効果的な実施体制とすること。

(1) 再編実績及び基礎データの整理

ア 再編個別計画策定以降の再編実績及び進捗状況を整理し、計画への反映を行う。

イ 新規施設や廃止施設に伴う施設データの更新を行う。

(2) 施設カルテの精査及び事前評価の実施

- ア 甲が作成した施設カルテを基に、最新の施設の老朽化等の評価（ハード面）及び施設の必要性・有効性・効率性の評価（ソフト面）を実施・精査する。
 - イ 各施設の維持管理コスト、稼働状況、地域ニーズを分析し、再編の優先順位を整理する。
- (3) 再編方針未決定施設の再編方針策定支援
- ア 現計画で再編方針が「検討中」となっている施設（小学校、幼稚園・保育園）について、教育委員会や検討組織での議論内容を踏まえ、具体的な再編案（統合・移転等）の検討支援を行う。
 - イ 必要に応じて、児童・生徒数の将来推計や、地域コミュニティへの影響分析を行い、方針決定の基礎資料を作成する。
- (4) 延床面積縮減目標の達成に向けた検討
- ア 最終目標である延床面積 25%削減を達成するため、想定値を上積みするための追加的な再編パターン（集約・複合化、民間譲渡、転用等）を提案する。
 - イ 施設の複合化・統合化にあたっては、単なる面積削減だけでなく、利便性向上や新たな機能の付加、及び公共交通網との連携（移動手段の確保）も考慮すること。
- (5) 将来の更新費用及び削減効果の試算
- ア 策定した再編方針に基づき、計画期間における公共施設の将来更新費用を再試算する。
 - イ 再編計画の実施による維持管理費及び更新費用の削減効果を定量的に算出し、財政シミュレーションを行う。
 - ウ 延床面積縮減率及び公共施設の将来の更新等費用の試算及び改訂前の数値との比較を行い、必要に応じ再編個別計画に結果を反映すること。
- (6) 合意形成支援及び計画書の取りまとめ
- ア 施設所管課への個別ヒアリングを実施し、庁内調整（公共施設等マネジメント推進委員会等）に必要な資料を作成する。
 - イ パブリックコメントなどの実施にあたり、市民にわかりやすい図解を用いた説明資料を作成する。
 - ウ 上記成果を反映した「南相馬市公共施設再編個別計画（改訂版）」をとりまとめる。
 - エ 試算に当たっては、令和6年度に策定した南相馬市中長期財政計画との整合を図ること。
- (7) パブリックコメントの実施支援
- パブリックコメントの実施に関して、意見への対応方針の整理等の支援を行う。

なお、パブリックコメントに併せ、必要に応じ開催する市民説明会への支援も行う。

9. 成果品

成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------------------------|------|
| (1) 公共施設再編個別計画 | 100部 |
| (2) 公共施設再編個別計画概要版 | 500部 |
| (3) 業務報告書（電子データ(CD-ROM)(1)(2)(3含む) | 1式 |

10. 成果品の帰属

成果品のすべては甲に帰属するものとし、乙は甲の許可なく使用、複製及び流用してはならない。

11. 守秘義務

業務上知り得た行政及び個人に係る秘密を許可なく漏洩してはならない。守秘義務は、本業務委託終了後も継続するものとする。

12. 個人情報の保護

乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この業務の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

13. 環境への配慮

南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。